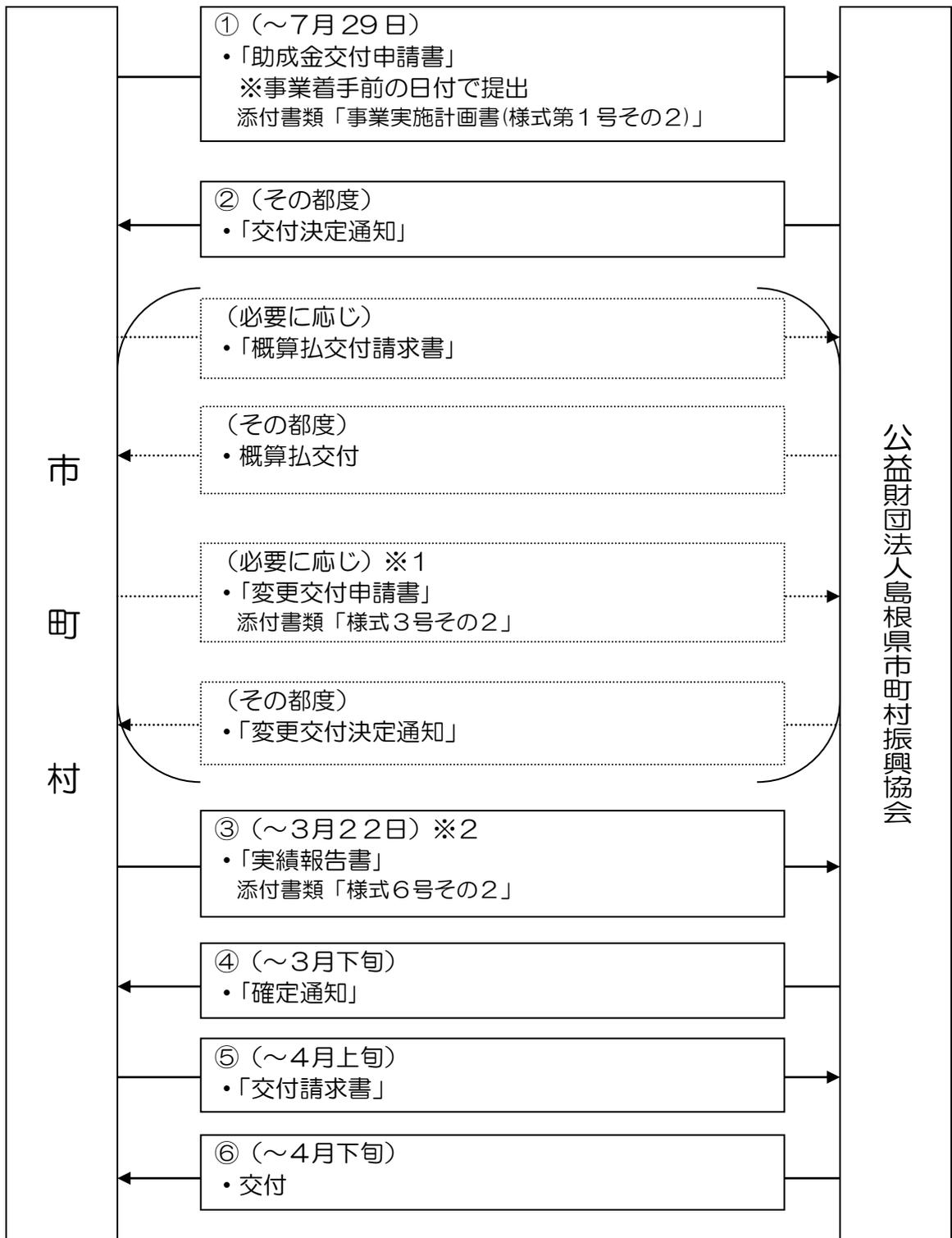


令和4年度 協働のまちづくり事業助成金 フロー図



- ※1 交付決定後、以下の場合は変更申請を行うこと。
- ①助成金の交付決定額の変更を伴う事業費の増減
 - ②事業の中止
 - ③事業内容の変更（対象事業費の20%以内の変更は除く）
 - ④地域団体等の変更

- ※2 申請したすべての事業が完了した場合は、速やかに実績報告をすること。ただし、3月22日以降に事業が完了する市町村については、4月5日までに実績報告書を提出すること。